

小田原サッカー協会 規約

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 4 条）
第 2 章	会員（第 5 条～第 11 条）
第 3 章	役員等（第 12 条～第 15 条）
第 4 章	職務（第 16 条～第 20 条）
第 5 章	名誉顧問・顧問・参与（第 20 条）
第 6 章	事務局（第 21 条）
第 7 章	委員会（第 22 条）
第 8 章	会議（第 23 条～第 28 条）
第 9 章	会計（第 29 条～第 31 条）
第 10 章	表彰規定（第 32 条）
第 11 章	懲罰規定（第 33 条）
第 12 章	規約の改正ならびに解散（第 34 条～第 35 条）
第 13 章	補則（第 36 条）
附則	

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、小田原サッカー協会（以下本会という）と称し、（英名を Odawara Football Assosiation）略称を OFA とする。

（事務所）

第 2 条 本会は、その事務所を会長の指定する場所に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、小田原地区におけるサッカー競技及びフットサル競技を統括し、かつ、これを代表する団体であつて、サッカー競技及びフットサル競技の健全な普及発展及びスポーツ精神の高揚を図ることをその目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技及びフットサル競技の普及発展に関する諸事業の計画実施に関すること。
- (2) サッカー競技及びフットサル競技の競技力向上及び指導者の養成に関すること。
- (3) サッカー競技及びフットサル競技の審判員の養成に関すること。
- (4) 社) 神奈川県サッカー協会、財) 小田原市体育協会、その他関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

第 2 章 会員

（会員）

第 5 条 本会の会員は、日本サッカー協会基本規定により定められた種別のサッカー及びフットサル競技団体であり、本会の目的に賛同して加盟した団体とする。

(資格)

第6条 会員は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 小田原地区内において活動を行う団体であること。
- (2) 会員は、本規約及び別に定める細則を遵守することをその義務とすると共に本会発展に寄与するものとする。

(加盟)

第7条 本会の会員になろうとする団体は、加盟申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(加盟金及び会費)

第8条 会員は別に定める加盟金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の加盟金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が、退会する時は、その旨を会長に届け出なければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員現在数の4分の3以上の議決により会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 信用を損ねる行為があったとき。
- (3) 規約・細則を守らず、議決を無視する行為があったとき。
- (4) 1年以上加盟料・登録料等会費の納入を怠ったとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会は、次の役員を置く。

なお、理事は各加盟団体の代表者、または代表者から推薦されたもの、及び本会の事業の遂行に必要なものとする。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、次の各号に該当する役員を置くことができる。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 複数人
 - (3) 理事長 1人

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、理事長を定める。

2 事務局長、会計、各専門委員会・各種別委員会の委員長は、理事会の推薦を受けて、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第 14 条 本会役員任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 職務

(理事の職務)

第 16 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事長は、理事を掌理し、会務全般を指導統率する。

4 事務局長は、本会会務全般の事務を指導統率する。

また、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会計は、本会会計全般を担当する。

6 理事は、理事会を組織し、この規約及び総会の議決に基づき、この会の職務をおこなう。

(事務局の職務)

第 17 条 事務局は、事務局長の指導統率を受け事務全般を担当する。

また、役員会・理事会・総会に関する記録全般を担当する。

(会員の職務)

第 18 条 会員は、加盟団体の代表者、又は代表者から委任されたものをもって、総会に付議された事項を審議し、決定する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、本会会計及び各種委員会・各種専門委員会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 名誉顧問・顧問及び参与

(名誉顧問・顧問・参与)

第 20 条 本会は、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- 3 名誉顧問、顧問及び参与は会長の諮問に応じると共に、理事会及び総会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の局員を置く。
- 3 事務局員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第22条 本会の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 会議

(総会)

第23条 総会は、本会の最高決議機関であり、理事及び各加盟団体の代表者で構成し、通常総会と臨時総会の2種とする。

ただし、臨時総会は、会長が必要と認めたときに、開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 会長の所信表明に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (4) 規約の改正に関する事項
 - (5) その他本会の会務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者から互選で定める。

(役員会)

第24条 役員会は、会長、副会長、理事長で構成する。

- 2 会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 会長の要請により事務局も招集することができる。
 - (1) 緊急を要する重要事項についての審議・決定。
 - (2) 理事は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長が原則として毎月1回招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、総会に提出する事項ならびに本会の会務推進上必要と認められる日常的な事項及び次の事項を審議・決議する。
 - (1) 事業計画執行に関する指導統率事項。

(2) 重要事項で且つ緊急を要し、総会開催が不可能と会長が認めた事項。

(3) その他会務執行に関すること。

(会議の定足数)

第 26 条 総会及び理事会は、それぞれの現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって表決を委任した者は出席者とみなす。

(議決)

第 27 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(招集の請求)

第 28 条 総会及び理事会について、それぞれの現在数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は 1 ヶ月以内にこれを招集し開会しなければならない。

第 9 章 会計

(会計)

第 29 条 本会の会計運用財産は、次のとおりとする。

(1) 加盟金。

(3) 会費。

(4) 補助金。

(5) 寄付金。

(6) その他の収入。

第 30 条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

2 理事及び監事ならびに会員の慶弔規定は、会計細則とする。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 表彰規定

(表彰)

第 32 条 本会は、規約第 1 章第 3 条におけるスポーツ精神高揚のために、功績が顕著であった団体、及び個人に対して優秀な成績を収めたことにより優秀団体及び個人としてこれを表彰する。

2 表彰の方法については、表彰委員会で決する。

表彰委員会は、理事会をもってこれに充てる。

第 11 章 懲罰規定

(懲罰)

第 33 条 本会は、加盟する団体ならびに個人に対し、日本サッカー協会基本規定第 1 2 章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

2 競技及び競技会における懲罰基準は懲罰委員会で決する。

懲罰委員会は、理事会をもってこれに充てる。

第12章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第34条 本会の規約は、会員の3分の2以上の同意がなければ、これを改正することができない。

(解散)

第35条 本会は、会員の4分の3以上の同意を得なければ、これを解散することができない。

- 2 本会の解散に伴う残余会計（含備品等）は、本会の目的に最も類似の目的をもつ公益団体に寄附するものとする。

第13章 補則

(補則)

第36条 本会の規約施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

- (1) 各種別委員会細則
- (2) 各専門委員会細則
- (3) その他の細則

附則

1. 本規約は、昭和45年6月1日から施行する。
2. 昭和54年12月13日に一部改正する。
3. 平成19年6月3日に一部改正する。
4. 平成24年2月26日に一部改正する。